

「NPO 実践マネジメント入門」 変更内容

(2012 年 4 月現在)

平成 24 年 4 月 1 日から、改正非営利活動促進法（NPO 法）が施行された関係で、「NPO 実践マネジメント入門」の第 2 章ガバナンスに変更がありました。

変更は、下記の通りとなっております。

訂正箇所	旧	新
84 ページ 28 行目	(文中新法となっている部分)	削除
86 ページ	理事は、複数であっても全員が法人を代表することになるが、定款で理事の代表権を制限することは可能である。一般的には理事の中から理事長（副理事長）、代表理事（副代表理事）等を選任し、これらの役職理事が代表権を持つことになる。役職理事の選任は理事の互選によるのが一般的であるが、総会で選任しても良い。ただし法的には理事全員が代表権を持っており、理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することはできない（新NPO法第 16 条第 2 項）。理事の結束や相互信頼がない場合には、思わぬ損害が法人に及びこともあり得る。	理事は、複数であっても全員が法人を代表することになるが、一般的には理事の中から理事長（副理事長）、代表理事（副代表理事）等を選任し、これらの役職理事が代表権を持つことになる。役職理事の選任は理事の互選によるのが一般的であるが、総会で選任しても良い。理事の代表権に制限を加える場合は、その旨を定款に明記しなければならない。代表権を持つ理事のみが登記される。
下から 5 行目	新NPO法第 14 条の 2 により、年 1 回社員総会を開催することが求められており	NPO法第 14 条の 2 により、少なくとも毎年 1 回通常社員総会を開催することが求められており、